

水道検針にご協力お願いします

毎月20日から末日に水道メーターを検針し、使用量から水道料金などを算出しています。正確かつスムーズに検針を行えるよう、検針期間中は次のことにご協力ください。

- ・メーターボックスの上には物や自動車などを置かないでください。
- ・屋外で飼育しているペットは出入口やメーターから離れた場所に繋いでください。
- ・草木が生い茂る時期は、メーターボックス周辺の草木は刈りこんでください。
- ・メーターの数字が確認できるよう、泥などが入り込んでいる場合は清掃をしてください。

水道の宅内漏水にご注意ください

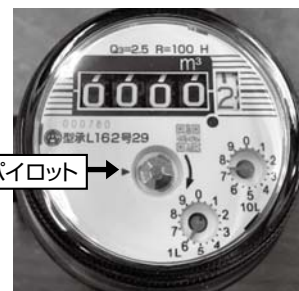
いつもと使用状況が変わっていないのに、使用水量が普段に比べて多い時は、漏水の可能性があります。漏水は、メーターを見ることで簡単に調べることができますので、一度ご確認ください。

【漏水確認方法】

- ①宅内すべての蛇口を閉めてください。
- ②メーターボックスを開けて、メーターのパイロット(銀色の羽根車)を確認してください。
 - ・パイロットが回っていない⇒漏水ではありません。
 - ・パイロットが回っている⇒どこかで漏水している可能性があります。

◆漏水している場合は、早急に「養老町指定給水装置工事業者」に連絡して修理を依頼してください。漏水をそのまま放置しておくと、多額の水道料金が発生しますのでご注意ください。

〈水道メーターの一例〉



令和6年度 高度処理型合併処理浄化槽設置の補助金制度について

町では、汚水処理性能が高く環境への負荷が少ない高度処理型合併処理浄化槽(以下、合併浄化槽と言います)の設置を促進するため、合併浄化槽を設置する人に対し、設置工事費の一部を補助しています。

公共下水道等区域外において、自己の居住する住宅に合併浄化槽を設置する人で、単独処理浄化槽やくみ取り式便所から入れ替えなどの場合、次のとおり補助金を交付しますので、ぜひご利用ください。

○補助金額

5人槽：519,000円、7人槽：707,000円、10人槽：973,000円

※設置工事費が補助金額を下回る場合は、設置工事費を上限として補助します。

既に合併浄化槽が設置されている家屋の建て替え・増築の場合などは、補助対象外となりますのでご注意ください。その他にも補助金を受けるための要件がありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください、水道課までお問い合わせください。

○ご注意ください

最近、皆さまのお宅を訪問し「町から依頼されている」「町から指定されている」と浄化槽設置を勧める業者があり、本当に町からの依頼によるものなのかという問い合わせが多く寄せられています。町が浄化槽設置を業者へ依頼することはありません。また、町が浄化槽設置業者を指定することはありませんのでご注意ください。

西部簡易水道事業の廃止について

西部簡易水道事業における水道水の供給は、令和7年3月31日をもって終了します。

区域内にお住まいの人で上水道への加入を希望される場合は、加入分担金、受益者負担金、給水取出口工事費(自費工事)が必要となります。上水道への加入手続きがお済みでない人は、水道課までお問い合わせください。